株式会社京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る 郵便番号600-8652

投資信託の新商品を追加!

京都銀行(頭取 髙崎 秀夫)では、多様化するお客様の資産運用ニーズにお応えするため、今般、投資信託「マニュライフ・変動高金利戦略ファンド」、「投資のソムリエ」の取り扱いを新たに開始し、また京銀ダイレクトバンキング専用商品として取り扱っておりました「バリュー・ボンド・ファンド」を窓口でも取り扱いますのでお知らせいたします。

これにより当行の取り扱う投資信託は83銘柄となり、お客様の選択の幅は一段と広がります。 当行では、お客様の資産運用ニーズに合わせた投資信託や個人年金保険の品揃えを充実させ、今 後ともお客様にご満足いただける商品やサービスの提供に努めてまいります。

なお、投資信託は預金ではありませんので、元本保証等はありません。詳しい商品内容等は窓口でお問い合わせください。

記

1.新たに販売を開始する商品

7/// - 1-7// - 1-3// - 1-3// - 1-3// - 1-3// - 1-3// - 1-3// - 1-3// - 1-3// - 1-3// - 1-3// - 1-3// - 1-3// -			
ファンド名	商品分類	運用会社	
マニュライフ・変動高金利戦略ファンド A コース(為替ヘッジあり・毎月) / Bコース(為替ヘッジなし・毎月) 愛称:アメリカン・フロート	追加型投信/海外/その他資産	マニュライフ・インベストメンツ・ジャパン	
投資のソムリエ	追加型投信 / 内外 / 資産複合	DIAMアセットマネジメント	

<主な特徴>

- (1)マニュライフ·変動高金利戦略ファンド Aコース(為替ヘッジあり·毎月)/Bコース(為替ヘッジなし·毎月)
 - ・主として変動金利の米ドル建て銀行貸付債権に投資を行い、安定的なインカムゲイン (金利収入)の確保を目指して運用を行います。
 - ・「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのコースがあります。

(2)投資のソムリエ

- ・主に国内外の公社債、株式および不動産投資信託証券(リート)などの資産に分散投資し、投資環境に応じて投資資産の配分比率を見直しながら運用を行います。
- ・基準価格の変動リスクを年率4%程度に抑えながら、中長期的に安定的なリターンを目指します。

2.窓口での販売を新たに開始する商品

【平成25年8月9日(金)より、京銀ダイレクトバンキング専用商品として取り扱っております。】

ファンド名	商品分類	運用会社
バリュー・ボンド・ファンド <為替リスク軽減型>/<為替ヘッジなし> (年1回決算型) 愛称:みらいの港	追加型投信/内外/債券	三菱UFJ投信

<主な特徴>

- ・世界(新興国を含む)の米ドル建てを中心とする公社債等を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得を目指します。
- ・「為替リスク軽減型」と「為替ヘッジなし」の2つのコースがあります。

3. 取扱開始日

平成25年11月12日(火)

以上

<投資信託に関するご注意事項について>

投資信託をご購入の際は、最新の投資信託説明書(目論見書)等により必ず内容を十分ご確認のうえ、 ご自身でご判断ください。投資信託説明書(目論見書)等は、京都銀行の本支店等にご用意しており ます。

投資信託は、預金ではありません。

銀行で取扱う投資信託は、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。

投資信託は、値動きのある債券・不動産投信・株式などの有価証券(外国証券については為替変動リスクもあります)等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および分配金が保証されるものではなく、元本を割り込むことがあります。

投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。

投資信託には、買付時のお申込手数料(申込金額に対し最高3.15% < 税込 >) ならびに換金時の信託 財産留保額(基準価額に対し最高0.5%)が必要となり、保有期間中は信託報酬(純資産総額に対し 最高年率2.10% < 税込 >) 監査費用、売買委託手数料、外貨建資産の保管などに要する費用等が信 託財産から支払われます。また、一部のファンドでは、解約時に解約手数料(1万口あたり最高105円 < 税込 >) が必要なものがあります。ファンド毎に異なりますので、詳細は投資信託説明書(目論見書)等によりご確認ください。

記載している手数料は、平成25年11月12日時点における当行取扱商品の中で最高の料率のものを表示しております。

これら手数料・費用等の合計額については、申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドによっては、お取扱いできない日や大口の換金について制限がある場合があります。また、証券取引所等の取引停止などやむを得ない事情があるときは、ご購入・ご換金の申込受付を中止すること等があります。

当初定められた信託期間の終了(償還)の他、残存口数がファンド所定の口数を下回った場合等には、信託期間の途中で信託が終了(繰上償還)されることがあります。

京都銀行は販売会社であり、設定・運用は各運用会社(投資信託委託会社)が行います。

この資料は、京都銀行が作成したものです。

商 号: 株式会社京都銀行(登録金融機関)

登録番号 : 近畿財務局長(登金)第10号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会